

内閣参質二〇一第一一一四号

令和二年五月十九日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員ながえ孝子君提出愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員ながえ孝子君提出愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問に対する答弁書

一般論として、米側は、個々の飛行訓練の内容等について、我が国への連絡を行う必要はないが、これまでも政府としては、米側から飛行訓練に関する情報を得られた際には、これら的情報を関係する地方公共団体等へ提供しているところである。

お尋ねの令和元年十二月三日以降において、米側から、愛媛県上空における米軍機の飛行訓練に関する情報は得ていらないが、政府としては、米側に対し、先の答弁書（令和元年十一月三日内閣参質二〇〇第七〇〇号）一から四までについてで述べた申入れを含め、これまでも、累次の機会に、米軍機の飛行に際しては、低空飛行訓練に係る日米合同委員会合意及び関連法規を遵守し、安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう、申入れを行つており、米側もこの点には十分留意して運用を行つてきているものと承知している。